

第17回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 実施日時

平成23年11月18日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

① 地裁委員会委員

出席者 江口嘉則（農業）  
馬場浩一（佐賀地方検察庁次席検事）  
福田浩一郎（佐賀県立佐賀西高等学校教頭）  
福田恵巳（佐賀県弁護士会弁護士）  
堀正俊（株式会社サガテレビ取締役報道制作局長）  
宮島文邦（佐賀地方裁判所唐津支部長）  
百崎芳子（佐賀市男女共同参画課長）  
森宏司（佐賀地方裁判所長）

② 家裁委員会委員

出席者 草場真智子（佐賀市男女共同参画ネットワーク会長）  
古賀史生（株式会社佐賀新聞社論説委員）  
小西みも恵（国立大学法人佐賀大学経済学部准教授）  
駒方琢也（佐賀地方検察庁検事）  
堤敬子（佐賀県PTA連合会母親委員）  
東島浩幸（佐賀県弁護士会弁護士）  
古川順一（佐賀家庭裁判所判事）  
益田義人（佐賀市保健福祉部長）  
溝口久子（富士建設(株)取締役）

森 宏 司（佐賀家庭裁判所長）

(2) 説明担当者

若宮利信刑事部部総括裁判官，大塚慶之刑事首席書記官，榎本雄司家裁首席書記官，江頭重宏次席家裁調査官

(3) 庶務

中里直人地裁総務課長，吉村信彦家裁総務課長

4 議事

- 刑事事件全体に占める被害者参加の申立てがあった割合はどの程度か。
- 正確な統計数はないが，事件数全体の中で見ると，申立ては少ないという印象である。
- 被害者から検察官に対して被害者参加の相談がなされると思われるが，検察官としてはどうお考えか。
- 刑事事件において意見陳述の意向を持たれる被害者の方は少なくないが，法廷に出向き，検察官の隣に座って刑事裁判に参加するまでの被害者の方は非常に少なく，最終的には検察官に任せるといった被害者の方が多い。

また，被害者参加は申立てが原則であるが，被害者参加の意向や起訴又は不起訴の通知の要否の希望は，検察官から積極的に確認し，必要に応じて裁判所に被害者の意向を連絡している。
- 刑事事件も少年事件も，被害者配慮制度に関するパンフレットを見ると，被害者からの申出が必要とされているが，佐賀における対応で十分ではないと思われる。
- 少年事件における被害者の意見陳述に関しては，被害者が意見を述べる利益と，少年の情操保護への配慮の調整が難しいが，少年審判廷で裁判官を前に被害者が一方的に意見を述べれば，少年が萎縮して何も話せなくなってしまう可能性があると思われるところ，被害者の意見陳述を少年審判廷で行う場合とそれ以外の場所で行う場合の基準を教えてください。

否の希望については検察官の方から積極的に伝えており、そこで希望があれば裁判所に伝えている。

- 明確な基準はない。しかし、被害者の意向、少年の性格等を総合的に勘案して判断している。
- 少年の更生という観点から見た場合、被害者配慮制度が更生にプラスに働いているのか。
- 被害者の意見陳述結果については、家庭裁判所調査官作成の報告書とともに執行機関である小年院等に送付され、少年院等ではそれらを少年の指導に活用しており、少年の更生にプラスになっていると聞いている。
- 少年事件における被害者は、少年や関係者のプライバシーに深く関わるものなどを除いて、事件記録の閲覧謄写ができるとされているが、誰がどこまで開示するという判断を行っているのか。

また、被害者が希望すれば、審判状況の説明や審判結果の通知を受けることができるとされているが、審判結果に対する質問はできるのか。
- 前段部分の判断は、裁判官が行う。後段部分については、被害者の方からの質問はお受けするが、その内容によってはお答えすることが困難な場合もある。
- 被害者情報の保護と被告人の利益との関係を伺いたい。
- 一般的に被害者の方には、被害者情報を秘匿する権利があるが、被告人の防御権の行使に実質的な不利益があってはならないことから、被害者の方の権利行使が被告人に不利益になると裁判所が認めた限りにおいて、被害者情報が制限されない場合もある。
- 付言すると、被害者情報の秘匿は傍聴人に対するもので、裁判員又は補充裁判員に対してはすべて開示している。
- ビデオリンクや遮蔽装置により被害者への配慮がなされていることは分かったが、それで十分に被害者の保護になっているのか。

● 先の裁判員法廷での実演では、ビデオリンクと遮蔽装置を別々に利用した場合を想定して説明したが、これらを併用することも可能であり、被害者の意向に配慮した運用を行っている。ただし、別室で尋問を受けることの被害者の精神的負担は、最後まで残ることになる。

○ 以前、留置施設を視察したことがあるが、留置施設における加害者は守られているという印象と比較して、被害者はもっと保護されるべきだという考えを持っていたが、本日の委員会で、被害者に対して様々な配慮がなされていることが理解できた。

また、被害者配慮制度について、もっと多くの意見が出されれば、この制度がよりよいものになると思う。

## 5 次回の予定

### (1) 日程

平成24年5月25日（金）午後1時30分から（地裁委員会、家裁委員会  
合同開催）

### (2) 意見交換テーマ

「裁判員裁判について」（仮題）